

○金融庁告示第 号

銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和三年内閣府令第 号）の施行に伴い、保険業法施行規則第八十五条第一項第十二号の規定に基づき、金融庁長官が定める金銭の消費貸借に該当するもの等を定める件（平成十年大蔵省告示第二百三十六号）の一部を次のように改正し、令和三年十一月二十二日から適用する。

令和三年十一月 日

金融庁長官 中島 淳一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第八十五条第一項第二十一号の規定に基づき、金融庁長官が定める金銭の消費貸借に該当するもの等を次のように定める。</p> <p>（劣後特約付金銭消費貸借）</p> <p>第一条 保険業法施行規則（以下「規則」という。）第八十五条第一項第二十一号に規定する金融庁長官が定める金銭の消費貸借は、元利金の支払について劣後の内容を有する特約が付された金銭の消費貸借であつて、次に掲げる性質の全てを有するものとする。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>（劣後特約付社債）</p> <p>第二条 規則第八十五条第一項第二十一号に規定する金融庁長官が定める社債は、元利金の支払について劣後の内容を有する特約が付された社債であつて、次に掲げる性質の全てを有するものとする。</p> <p>〔一・二 略〕</p>	<p>保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第八十五条第一項第十二号の規定に基づき、金融庁長官が定める金銭の消費貸借に該当するもの等を次のように定め、平成十年六月十日から適用する。</p> <p>（劣後特約付金銭消費貸借）</p> <p>第一条 保険業法施行規則（以下「規則」という。）第八十五条第一項第十二号に規定する金融庁長官が定める金銭の消費貸借は、元利金の支払について劣後の内容を有する特約が付された金銭の消費貸借であつて、次に掲げる性質のすべてを有するものとする。</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>（劣後特約付社債）</p> <p>第二条 規則第八十五条第一項第十二号に規定する金融庁長官が定める社債は、元利金の支払について劣後の内容を有する特約が付された社債であつて、次に掲げる性質のすべてを有するものとする。</p> <p>〔一・二 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	